米原市民報No.427

月1日 2014年 日本共産党米原市議団 清水隆徳TeL52-1969 藤田正雄TeL55-1128 太田幸代TeL54-2286

原発ゼロ 田さん勝利で、

とする大きな流

3 Ś たのである。 2 一原

の僅かな時間内で震後の混乱状況の れ 近 が 1 地震動) 想定 なりうるこ.冷却機能が; 事故 それ以下の 核燃料がむき出しで保管されており、 ことを指摘 ができるとは限らないこと、 んして 0 が発を襲っ. 年程度の8 い 7 震動 る基 0 失われた時には、 し得る事象が 0 の たことが5回に及んでお間に基準地震動を超える揺 の想定自体が不られている。 また そもそも、 深刻な事故に おり、このだで使用済み 分で ある て

判決に関する声明福井地裁の大飯原発 2014年5月26日 の大飯原発運転差止訴訟 福井原

発滋

賀訴訟弁護団

差し止めに次ぐ、

一氏(彦根市在住)です。

めを命じたものです。これは2006年金沢地裁が北陸電力の志賀原発2号機の運転

福島原発事故後、初めての判決です。

滋賀県内にお

いても同様の訴

5月21日福井地方裁判所で大飯原発の再稼働の差し止めを求めていた住民訴訟で

関西電力に対

して運転再開

の差し止

住民の訴えを認める画期的な判決がでました。

訟が起こされており、その弁護団長は、志賀原発の差し止めを命じた裁判長、井戸謙

今回の判決に対して声明を発表しました。

以下

のとおりで

機の 住民 発電所 した。 この 原子炉の運転の差止める判決を言い渡 (との関係で、同発電)所から半径250キ 関西電力株式会社に対して大飯原子福井地方裁判所は2014年5月2 ば 同発電所3号機及び4号 ロメー ij 福島第 住 む 力

機、4号機では、過酷事故が起このは当然であると明快に判示し、が一でもあれば」その差止めが認にし、過酷事故を招く具体的危険 動の自由よりも優先されるべきことを明確の根源的な権利であって電力会社の経済活活を維持する利益としての人格権が憲法上 等が明らかになった。 危険性があると認め 原発事故の経験を踏まえ、 力安全神話が などできないこと、 混乱と焦燥の中でマニュアルどおりの対処 然につい 原発の過酷事故による被害の これを歓迎したい たものであ はならないという至が万が一にも危険に ること、現実に原発の過酷事故がおこれば、 ぶ発事故な 永続性を目 私たちは、 過酷事故を招く具体的危険性が ての人間の って、 をふ という至極常識的な判断を示 根拠の かまえて、 国民の生以下に述べる通り の当たり 福島第一原発事故に め、運転の差止めを認め過酷事故が起こる具体的 当弁護団 。本判決は、福島第一ないものであったこと 振りまかれてい 知識が未だ不十分であ 曝されることがあ Ė 生命を守り、 した。 としても大 深刻さ、 が認められる 生命や また、 大飯3号 た原子 より、 広範 ĺì 生活 つ 自 万 て

筋

判決は、 西電力自身が 襲う可能性が る可能性があることを認めて が大飯原発を襲えば とした根拠は次 過酷事故が起こる具体的危険性が 性があることを指摘しこれを超える地震動が 地震動であっ 2 6 のとおりである。 燃料 0 ガ ルを超える地震 が重大な損傷に いるところ、 た。 大飯原発を まず、 また、 みる 至 動 は 8

成り立ち得る脆弱なものであると断じたのであたる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて大飯3号機、4号機の安全技術及び設備は、確 る

ると判 きると 会の適 も述べて 4 合性 断され いる H Ė |審査とは関わりなく裁判所は||は、新規制基準及び原子力規 そして、新規制基準によって運転差止めの ても、 安全で、新規 ある 準のに可 unえないと naeeluてい naee判断で naeeluでい naeeluで naeeluで naeelu n naeelu n

論につい 事故こそが最大の環境汚染であってと断じ、CO2歳出削減問題につい 根を下ろ 流出論に 題を原発運転継続の根拠とすることは甚だし て論じる」こと自体 違 する権利と電気代の高 更に本判決 いであると一 T して生活して 「極め しては 蹴した。 「豊か て多数の 関西 が 許さ いることが 高い低いの問題とを並べ数の人の生存そのものに四電力が主張したコスト な は国土とそこに国民がられないと述べ、国富 :国富である」 、
ては、

関

5

官に深 発が国民の生命や生活を危険に曝すもの続けてきた関西電力の主張を明快に否定 的 導 という事実に正面から向き合い差止めの 公共性を理由として国民の6、以上のとおり、本判決 な判決である。 たものであ 国及び Ü 敬意を表する。 ij 樋口英明裁判しり、市民感覚によ 人は、格人 長ほか担当裁員も合致する画質 権原 に発 2後退を求め2の経済性や 結論を であるの

ず、若狭湾全或り長いり、関西電力は、大飯3号機、4号機はして、関西電力は、大飯3号機、4号機はして対する姿勢を明確にするべきである。 るべ ては、 直ちに停止し、速やかに脱原発へ現在の杜撰な新規制基準に基づく 拡大に舵を切る 命を図るための基準であるとし た問題点を正面から受け なお きである。 本判決に示されたような原発である。また、周辺の関係自 を正面から受け止め原子力規制委員会は 本判決に また、周辺の関係を速やかに脱原発へ は仮執行宣言が か 、適合性審査を 既存原発の延 既存原発の延 除自治体にお!へと政策転換け

合性判断と地元ないから、関西の ないのであるか できる。 世論に対する挑戦であり許される たこと自体が し入れにも されな 大飯3号機、 4号機を再稼働させるごとき暴挙は しかし、関 関西電力は **慨、4号機を再稼働させ** 兀自治体の同意があれば 四電力は、原子力規制系 本判決を評 関西電力 させるごとき暴挙は決本判決を無視して大飯 一委員会の ば、 し 3 適

す。 6月定例会は6月5日1 れも9時30分からです。 一般質問は6月10・11 Ò 質問内容 時 開会で 白いず